

第27回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成28年11月29日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者 大 山 輝 幸（佐賀地方検察庁次席検事）  
北 村 寛 典（学識経験者委員）  
志 賀 勝（佐賀地方裁判所唐津支部長）  
志 田 正 典（学識経験者委員）  
瀧 華 聡 之（佐賀地方裁判所長）  
団 野 克 己（佐賀県弁護士会弁護士）  
西 かおり（学識経験者委員）  
西 岡 正 博（学識経験者委員）  
仁 部 和 浩（学識経験者委員）  
鷺 崎 ゆみ子（学識経験者委員）

② 家裁委員会委員

出席者 秋 本 昌 彦（佐賀家庭裁判所判事）  
瀧 華 聡 之（佐賀家庭裁判所長）  
田 口 香津子（学識経験者委員）  
多々良 たまえ（学識経験者委員）  
成 富 典 光（学識経験者委員）  
日 高 勉（学識経験者委員）  
山 口 あきこ（佐賀地方検察庁三席検事）

山 口 聰 子（学識経験者委員）

力 久 尚 子（佐賀県弁護士会弁護士）

(2) 説明担当者

佐賀家庭裁判所 神本博雅判事補

佐賀家庭裁判所 山下一夫首席家裁調査官

佐賀家庭裁判所 吉崎浩家裁首席書記官

佐賀家庭裁判所 田中稔久主任家裁調査官

佐賀家庭裁判所 井上真美書記官

(3) 庶務

佐賀家庭裁判所 藤原恵美総務課長

4 議事

全体協議（テーマ「少年の再非行防止について」）

(1) 少年審判手続における教育的措置について説明

説明担当者から、全国及び佐賀における少年事件の統計を紹介し、少年審判手続の概要と教育的措置について説明した。

(2) 意見交換

（文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，  
■は説明担当者等の発言）

□ 説明させていただきました少年審判における教育的措置に対して、ご質問ご意見などを伺いたいと思います。少年審判手続の中で、本日は特に家庭裁判所調査官から教育的措置について説明させていただきましたが、率直なご感想もお願いします。

○ 少年の社会貢献活動が警察の方で行われているのは新聞報道等で知っていましたが、裁判所でも行われているのは初めて知りました。再非行のおそれがないと認められた場合の、審判不開始についてご説明をいただきましたが、実際に審判不開始が認められたケースで、その後の再非行がないかどうかの

資料があるのか、フォローがあるのかお聞かせください。

- 再非行のおそれはないだろうということで審判不開始になった場合にも、再非行となることがありますが、その割合についての正確な資料はありません。十数年前の家庭裁判所調査官（以下「調査官」と表記する。）の内部的な研究における部分的な統計数値では、審判不開始でその後再非行を少年のうちに行っている子どもは12パーセントほどでした。他にも処分としては、不処分や保護観察、少年院等がありますが、その中では最も少ない数値です。少年事件で家庭裁判所に来て、何らかの処分を一度受けた後、少年のうちに再非行がない少年は約80パーセントほどです。
- 審判不開始になった少年をずっとフォローし続けるのは大変ですので、全国の数値を全て挙げるような統計はありませんが、調査官が実際にそれぞれをフォローして研究した成果によると今申し上げた数値になっています。
- 少年の非行について、ここ数年は佐賀県でも減少傾向にあるというのは、教育的措置がしっかりなされている結果であると思いますが、非行が起きた時には、調査官の調査のほか、学校側への聞き取りなどされているのでしょうか。
- 少年が在校生の場合には、学校の方に照会して学校の中での様子を聞きます。卒業生や高校を中退した少年の場合にも学校に照会をしております。これは、裁判所での調査だけではわからない普段の少年の行動傾向や状況を参考にするためで、少年法に根拠があるものです。少年の保護者にはその情報を公開しないという形になっています。
- 保護観察等もあると思いますが、学校に再度登校できるようになった時に、適切な指導をしていくよう学校に働きかけられることはありますか。
- 裁判所は、再犯をしないよう少年の保護処分を決めておりますので、それぞれの学校の方針について直接指導を行うことはありません。学校と連絡を取り合い少年の状況を確認していく中で、どのあたりが問題かという共通認

識を持って指導の参考にさせていただくことはあると思います。

- 不処分にした後、学校に指導を行うような制度があればよいということでしょうか。
- 基本的には家庭の生活習慣に問題があって、罪を犯してしまったのではないかと思います。やはり社会的に警察などとも一体となって学校への指導をしなければならないのではと感じました。
- 関連して、私は、もともとは高校の教員をしておりました。学校では生徒指導という形で、知り得た情報を関係機関と共有しながら生徒や保護者を含めて適切な指導していると考えていただければと思います。
- 私は仕事上、母子家庭やひとり親家庭の対応をしております。この中で、親子セミナーで教育等の話がありました。少年審判手続では、本人の犯罪に対して措置がなされると思いますが、しっかりしている親とそうでない親とでは対応が大きく変わるのではないかと思います。親自身の教育をすべき事案であるために、子供を少年院に送るという判断もあり得るのでしょうか。
- 本年の4月から少年審判を担当しております。親自身の問題が少年の最終結果に影響を与えるのかというご質問ですが、結論としては影響を与える一つのファクターとなっています。少年が非行に及んだ経緯、あるいは今後の更生可能性というところを判断するためには、第一には家庭環境が重要な事実となってきます。仮に、保護者がしっかりした家庭であれば相当程度、保護観察所をお願いしなくても、家庭での更生というのが考えられますし、逆に保護者に監督能力がない場合に少年を更生させるためには第三者の大人の関与が必要ということになれば、保護観察という選択肢もあります。保護者の属性というのは重要なファクターになってくると考えられます。
- 唐津の裁判所で少年審判を担当しております。親御さんが亡くなられていたり、親の離婚で孤立しているような少年について、審判をすることがあります。少年自身は能力を持っているのに環境的に恵まれていないために少年

院へ送るような事例がたまにありますが、非常に心苦しく感じます。

- 今までは、少年の罪の程度で少年鑑別所や児童施設に送致されると思っていたので、保護者の状況によって変わるということを知りませんでした。一般的にもそう思っている方が多いだろうと思いますし、少年自身もそうではないかと思います。例えば、少年鑑別所に送致された少年自身が、自分の友達は送致されなかったのに自分だけが送致されたことに対して不公平さを感じて、それが再非行につながる可能性はないのでしょうか。
- 少年審判は罪の程度ではなくて、非行事実と要保護性という二つを対象としております。軽い非行であっても、少年の問題性が深化しているか、生活習慣を身に付ける必要があるか、非行につながる重篤な状況にあるか、保護者の監督指導能力の問題があるか等様々なことを考慮し、再犯をしないためにどこでどんな指導をしたらよいか検討をします。少年の問題性と非行の事実に応じて個別に判断をするのが家裁の基本的な手続ですので、同じ事件を起こしても一人が少年院に行って、もう一人は少年院に行かないこともあり得ます。ただし、個々の状況を見ると、前に保護観察を受けていたとか、観護措置になって鑑別所に行った後の保護者の対応が全く違う、例えば、環境をきっちり整備する保護者がいるかと思えば、不満ばかりで何も改善しようとしなない保護者もいて、家庭に帰すのがいいのかどうかということも含めてトータルで判断します。不満を持つ子もいると思いますが、調査官も調査の段階で少年の直すべき問題点を少年に理解してもらえよう働きかけを行っています。まだ在宅で改善の余地のある少年については、非行を促進する要因、抑止する要因がどれくらいあるのか比較衡量したうえで判断しています。少年の問題性に応じて最終的に家庭裁判所として決定を出しているということです。差は確かにありますが、問題点を共有しながら少年と一緒に直すべき課題を見つけて、どうしても収容しないといけないときには収容処分の決定を出すというケースが多いのではないかと思います。

- ご質問の中で少年鑑別所という言葉が出てきましたが、少年鑑別所は最終的な処分を決定するところではなく、どういう処分をするか詳しく調べるために入っていただくところです。また、先ほどの裁判官の話では、保護者の監護能力というのは大きなファクターであるとのことでしたが、大きなファクターの一つではありますが、それだけではなく、いろんなファクターを総合的に勘案し、少年に納得してもらえそうな働きかけを行っています。
- 共犯関係の中で処分が分かれた場合に一方が不満を抱いて、今後の更生の妨げになる可能性があるのではないかとということでしたが、私自身の経験をお話しします。私が審判をした子は保護観察で、他の共犯少年が少年院に送致されたという事案でした。保護観察を受けた方は、あまり反省しないのではないかとという心配があったので、審判の中でこういう判断をしたのは犯した罪を軽くみているのではなくて、総合的なことを勘案しての処分だから、保護観察期間中は自分のやった行為についてちゃんと反省して、今後社会のために頑張って行ってほしいといったことを説示した上で審判しました。確かに、不公平感が更生可能性に影響を与えないかという懸念はありますが、審判の中で十分に検討を行っています。
- これまでの話の中で、どの施設に送致されるのかされないのかという判断を裁判所の方でされているのはわかりました。私のように送致されるかどうかの違いに気づいていない一般の方にとっては、少年院に入ると入らないのでは大きく違うように感じられると思うので、ぜひそのあたりを広報していただければと思います。
- 少年法というのは、とても大きなくりの法律です。例えば、刑法ですと何をやるとどれくらいの刑罰になるというのが決まっていますが、少年法ではどの罪が少年院送致でどの罪が保護観察になるのか全く決まっておりません。調査官の調査に基づいた裁判官の裁量というものが大きくなっています。一般的には、その部分が知られていないというのがよくわかりました。確

かに仕組みを広く知っていただく必要があると思います。

○ 手続説明の際の身柄事件の説明のところ、軽いところから保護観察、その次が児童自立支援施設への入所、それから少年院施設への送致、検察官送致の順で受け止めましたがいかがでしょうか。また、児童自立支援施設は、児童という名前が付きますが、何歳から何歳くらいまででしょうか。少年を区別するときに出てきた触法少年は14歳未満ですということで説明がありましたが、児童自立支援施設との関係があるのかも含めて説明をお願いします。

■ 先ほどの保護処分の説明の場面では、特に優劣を決めて話していたものではなく、説明の順番としてそのようになりました。児童自立支援施設と児童養護施設で、それぞれ児童という形の言葉の表現がありますが、児童自立支援施設では不良行為を犯したまたは犯す恐れのある児童、児童養護施設では保護者のいない児童や虐待されている児童が入所しています。年齢は18歳以下です。

■ 児童福祉法の関係では、18歳未満ということになっていますが、児童自立支援施設の場合は、中学校を卒業して高校生になると指導が難しいといった事情、そこから高校への通学も難しいという事情もあり、中学校を卒業してから送致されている例はあまりないと思います。児童養護施設では18歳まで入ることがあります。

■ 児童自立支援施設も児童養護施設も、児童福祉法を根拠にしている施設で対象となる年齢が18歳未満と定義されており、少年法の対象になる少年と児童福祉法の対象となる児童と一部重なるような状況になっています。通常は児童相談所の判断として施設に入れますが、裁判所の方でも児童自立支援施設と児童養護施設に入れる決定をすることが保護処分の一つとして少年法でも決められております。触法少年は、法律上責任が取れないということになっており、児童福祉法の処置を優先して児童相談所に送られますが、児童

福祉法上の処遇では対応できない場合に児童相談所の判断で家裁に送致することができ、その場合には家庭裁判所の審判の対象とすることができますので、家庭裁判所の方で決定として児童自立支援施設へ入れることもあります。それから、先ほど4つの処分についてお話をされておりましたが、現場としましては、家裁の審判の対象となっている少年が再非行をしないようどの処分が適切かということで選んでおります。重大事案とか注目を集める大きな事件につきましては検察官送致が多くなっております。処分を受ける側に重い軽いという受け止めはあるのかもしれませんが、現場の中では保護処分の中で必ずしも重い軽いという見方をしていません。

- 保護観察が一番軽くて、少年院送致はとても重いといった先入観がありましたので、重い軽いの差がないという説明を聞きとても驚きました。
- 理論上特に重い軽いというのはありません。処分として多いのが保護観察であったり少年院送致であったりというところではありますが、社会の中で立ち直りのための指導を続けていくことで、その少年の立ち直りが可能かどうかということが、処分を判断する一つの要素になっています。そこで問題となるのは家庭環境や本人の資質や考え方です。社会の中で保護観察を受けながら立ち直ることができる場合には保護観察で大丈夫でしょうし、社会に戻すと歯止めが利かず非行に走る可能性が高いということになると、やはり施設の中で十分な指導をせざるを得ないのではないかという判断をすることもあります。少年の受け止め方としては、少年院に送られるのは重いと思われませんが、現場の意識としては、社会に戻していいかどうかというところも一つの大きな視点となっております。
- 立ち直って社会人として生きていくためのサポート態勢、学校や警察、地域の方たちを含めて暖かい目で見守ることが大切だと感じました。私は、人権擁護委員として、小学校と中学校で人権教室をさせていただいています。人権問題はたくさんありますが、主に、いじめ問題についての教室をしてい



ます。最近では、中学校でも多くなっており、インターネットによるいじめが  
すごく増えているため、携帯電話会社の担当者と一緒に正しいスマホの使い  
方などの安全教室もさせてもらっています。子どもたちには、命はたった一  
つしかない大切なものだから、自分の命だけではなく、他の人の命も大切に  
しましょうねと教えていますが、皆さんのご意見を聞いて、子どもたちを大  
切に見守っていくために私たちも頑張っていこうと改めて思いました。

□ 裁判所の活動というのはかなり限られた所しかできません。本来的には学  
校や家庭や地域など社会全体でやらないといけないというのは、我々も十分  
自覚しているつもりですが、全くおっしゃるとおりだと思います。

○ 教育的な措置ということで親子の清掃活動や窃盗被害を考えるセミナー、  
切手整理活動などをされているというご報告をいただきましたが、このよう  
な活動というのは全国的にどこも同じようなものが実施されているのでしょ  
うか。

■ 3つ挙げていただきましたが、それに似たような活動が全国の裁判所でも  
実施されていると思います。少しずつ内容は違っているとは思いますが、ボ  
ランティア活動を通じて自己イメージを高めるとか自己有用感を高める目的  
で各庁が工夫をしながら庁の実情に合わせた内容で実施しています。全国一  
律で同じことを実施しているわけではないですが、基本的には上述のような  
活動を通して教育的措置をしていると聞いています。

○ 活動の内容は各裁判所で決めてよいということでしょうか。

■ 野外活動の関係では、当庁ではごく限られた時期と時間で全国的にも実施  
されている平均的な活動を行っています。もっと手の込んだこと、例えばキ  
ャンプのように親子で泊まり込んでワークをしている庁もあります。支援が  
整っていて対象となる少年が多いような大きい庁はいろんな活動ができます  
が、小さいところは活動の種類も限られます。

○ 更生を目的として非公開で行われる少年審判の審判記録を専門家に見ても

らい、よりよい教育的措置が何なのか研究して開発していかないと、今後に向け時代にマッチした教育的措置が開発されないのではないかと思います。審判記録を特定の方が研究して生かしていくような仕組みはあるのでしょうか。

□ ご質問としては、例えば大学の教育学の専門家に、このようなタイプの非行少年についてどういう措置があるか研究をお願いするということでしょうか。基本的にはあまり具体的な資料を公開するようなことはないと思われま

■ 教育的措置を発展改良させる際に、つながりのある大学の教授からアドバイスや教示をいただきながら教育的措置の内容を変えていくという事例があったということは聞いております。審判記録は、オープンにするということに馴染まないものでもありますので、研究して外部に向けて発信したということはあまり聞いたことがありません。佐賀では、先ほど活動として挙げさせていただいたセミナーに関して、今年になってからやり方を変えたり、できるだけ少年に有効な教育的措置を実施するようという事で日々取り組んでいるということをご紹介したいと思います。

○ 更生に向けた努力や再犯の防止については、社会で受け止めてどうして行こうかを考えるものだと思いますので、できる範囲でいいので社会との接点を持ちながら何か考えていかれるとよりよいものができると思います。

□ 調査官は人間関係諸科学や心理学や教育学の訓練を受けており、専門的観点から研修や研究活動をしています。論文などは内部的に主に流通しておりますが、大部分は公刊物にも載っていますので見ていただくことも可能です。ただ、個別の記録ということになりますと、仮に匿名にしても、場所や状況などを見るとわかってしまいます。その人の更生にとって非常に問題となるおそれ大きい上に、いったん情報が出てしまうと、どういった状況でその情報が使われるのかわかりません。具体的な事件記録を公開することについ

ては、消極方向で考えざるを得ないというのが裁判所としての意見です。

■ 前任庁でのことですが、県の社会教育課の方にワークショップが得意な職員がおられました、そこと一緒に野外教育活動といったものを立ち上げたことがありました。開発をしていくことについては、ある程度自由がありますので、何かきっかけとアイデアなどの提案があれば、こういった場や今日でなくてもいただけたら嬉しいです。

○ 犯罪の低年齢化については、進んでいる状況なのか逆に落ち着いている状況なのか教えていただきたいのと、低年齢で初犯であれば再犯を犯しやすいとか、あるいは低年齢で初犯であってもしっかり教育を受けていけば再犯を防げるものなのかデータがあれば教えてください。

■ 犯罪の低年齢化は進んでおり、調査官の研究の中で低年齢では再犯を犯しやすいという研究結果がありました。ここでは審判不開始とか不処分という比較的軽い法的措置でのことをお話ししますが、少年が中学生であった場合、また、家庭に問題がある場合、不良行為がある場合、反省の態度が悪かった場合は再犯の確率が上がるということが言われています。早いうちに非行等の問題を起こして警察や児童相談所、裁判所にかかっているような少年については、将来的にも再犯の確率が高いということが言えます。しかし、そういう少年であっても手をかけた教育的措置をやっていれば、単なる注意や訓戒だけで終わっている場合よりは再犯の傾向は抑えられるという結果が出ております。

○ 最近では、いじめが社会問題となっています。いじめの加害者については警察が取り調べられると思いますが、家庭裁判所の方でも実際に取り扱われるケースが増えたりしていますか。

■ いじめと言ってもかなり範囲は広いと思いますが、最近では、仲間内で服を脱がせてそれを写真に撮り強要という罪に問われた少年事件が係属しました。いじめ自体の件数は増加していると聞いていますが、いじめがあったら

すぐに家裁に係属しているかというところではないので、実務的な感覚でいじめの事件が増加しているという印象はありません。

○ 処分的には保護観察が多いのでしょうか。

■ 個々の少年を調査したうえで判断しておりますので、何の処分が多いとは言えません。いじめの中でもひどい常習的ないじめがあれば、ちょっとした軽い気持ちでいじめの一線を越えてしまったような場合もあります。いじめの中でも程度の重さがあり、一概にいじめだからということではなくて、個別に調査をした上で適切な処遇を選ぶというような立場で家庭裁判所が判断しています。

□ 裁判所は基本的には刑罰法規に触れる人を対象にして、その恐れがある人とか14歳未満で刑法上責任はないけれども刑罰法に触れる行為をした人を対象にしています。学校内で特定の人に悪い行為をするいじめの定義と少し違うので、そういう類型が増えているかというとなかなか難しい答えぶりになるかと思います。

■ 私が担当した事件の中で、いじめの加害者を扱った事件はありませんが、いじめの被害者が学校に馴染めなくなった結果、コミュニケーションが取りづらいう状況になり非行促進の要因になった例を何件か目にしております。いじめと言っても加害者だけではなくて、被害者に対しても少年事件に影響を与えているというのが個人的な印象です。

○ 教育的措置というのは、措置なので、1回限りか継続してされるものなのか、ケースバイケースなのかお聞かせください。

■ 特に1回限りという決まりはありません。少年によっては複数実施することもあります。例としては、試験観察と言いまして、いったん保留にして様子を見るというような状況にし、少年の問題性がどこにあるか見つけるための教育セミナーを受けさせたり、ボランティア活動をさせたりいろんな気づきの機会を与える意味で複数実施することがあります。ただ、在宅事件でい

くつも実施すると期間が長引いて、最終的な判断が遅れることになる少年にとっても心理的な圧がかかる場合もありますので、そこは少年の問題性に  
応じてどの教育的措置をどれくらい実施したらよいか考えながらやっております。

○ 何らかの更生にかかる反応が見て取れたというところで教育的措置が終わると考えてよろしいですか。

■ 反応がいいと申しますか教育的措置で十分効果がでていているということであれば、それを踏まえて裁判官に報告して最終的に事件についての判断をしていただきます。

□ 法律家の方に専門的なところから何かご意見はありませんでしょうか。

● 私が佐賀の検察庁に来てからは少年事件を多く担当してはいませんが、最近の佐賀の中で起こった少年事件については、裁判所からご説明いただいた内容が一番正確な情報だと思います。私は、矯正施設である少年刑務所や保護観察所であったり少年鑑別所であったり、関係機関と話をさせていただく機会があり、その中で、保護者に対しての感想を最近よく耳にするようになった印象があります。少年自身に教育的な指導をしていくというのは当然ですが、やはり最終的に少年が戻るのは家庭ですので、その保護者に対して保護者自身の教育を含めてやっていかなければ、少年が帰っていける場所がなかなか作れないということもあります。保護者自身の意識を変えていただかないと少年の再犯の防止に繋がっていかないため、保護者に対する指導・教育について、なかなか苦労されているという面があると聞いております。皆様のご意見にも出ているように、社会でどう支えていくか、いろんな観点で関係機関も含めて何らかの構築をしていく必要があるというのが感想です。

● 少年の再非行防止というのがテーマになっておりますが、私たち弁護士は、少年事件の付添人という形で少年とその保護者の方に接しています。好きで

非行に走っている少年はいません。いろんな環境要因が問題になっている子が多いと思っています。再非行防止の点から言うと、非行の本当の原因を的確に把握して、必要かつ十分な対策が取れば、再非行は防止できると思いますが、原因を本当に的確に把握していくのがなかなか難しい面があります。最近の傾向で行くと、発達障害や知的障害、または、その境界にいる子がかなりの数いらっしゃいます。お父さんお母さんも気が付いていらっしゃらないケースも多く、それにどう対応するかは非常に困難です。お父さんお母さん自身が保護者として対応能力があるかという点、ほとんどのお父さんお母さんにとっては初めての経験なので、自分はどうしたらいいのでしょうかと聞かれることも多いので、大人の事件とは違った難しさがあります。家庭裁判所の調査官と裁判官と協同して本当の原因を探って行って、再非行の対策を考えていくことが大切だと思います。

□ 予定の時間が参りましたので、協議は終了させていただきたいと思います。本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

## 5 次回の予定

### (1) 日程

平成29年5月26日（金）午後1時30分から（地裁委員会、家裁委員会合同開催）

### (2) 意見交換テーマ

「民事部における合議充実の取組について」（仮題）